

竹富町議会政務活動費の交付に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、竹富町議会政務活動費の交付に関する条例（令和7年竹富町議会条例第2号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（議員の通知）

第2条 条例第5条第1項及び第2項に定める様式は、政務活動費の交付を受けようとする議員について（様式第1号）によるものとする。

（政務活動費の交付申請書）

第3条 条例第6条第1項、第2項及び第3項に定める様式は、政務活動費交付申請書（様式第2号）及び政務活動費変更交付申請書（様式第3号）によるものとする。

（政務活動費の交付決定）

第4条 条例第7条に定める様式は、政務活動費交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（政務活動費の請求）

第5条 条例第8条第1項に定める様式は、政務活動費請求書（様式第5号）によるものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第6条 議長は、条例第9条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書の写しを、政務活動費収支報告書（写）の送付について（様式第6号）により町長に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第7条 議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書の閲覧）

第8条 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からすることができる。

2 条例第12条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

竹富町長 殿

竹富町議会議長

印

政務活動費の交付を受けようとする議員について

竹富町議会政務活動費に関する条例第5条第1項（第2項）の規定により、政務活動費の交付を受け付けようとする議員について下記のとおり通知します。

記

- （1）議員について
別紙議員名簿のとおり。

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

竹富町長 殿

氏 名 印

政務活動費交付申請書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月分～ _____ 年 _____ 月分

様式第3号（第3条関係）

年 月 日

竹富町長 殿

氏 名 印

政務活動費変更交付申請書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第3項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

変更内容

様式第4号（第4条関係）

年 月 日

竹富町長議会議員 殿

竹富町長 印

政務活動費交付決定通知書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第の規定により、下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知します。

記

1 金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月分～ _____ 年 _____ 月分

（ _____ 年 _____ 月分 ）

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

竹富町長 殿

氏 名 印

政務活動費請求書

竹富町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 _____ 円

ただし、 _____ 年 _____ 月分～ _____ 年 _____ 月分

様式第6号（第6条関係）

年 月 日

竹富町長 殿

竹富町議会議長

印

政務活動費収支報告書（写）の送付について

竹富町議会政務活動費に関する規定第6条の規定により、
年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。